⑤　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、平成29年10月１日から令和元年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照。）。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと（入札説明書参照。）。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　企業の能力等及び技術者の能力等について、記述した申請書及び資料を提出した者で、上記⑴から⑾の要件を満たす者のうち、一次審査における評価点合計の上位15者までに含まれる者であること。ただし、15者目の評価点と同点の者が複数いる場合はその全ての者を含むものとする。評価点合計の算出方法は入札説明書による。ただし、上記⑴から⑾の要件を満たす者の数が15者に満たない場合は満たす者全てについて、一次審査における競争参加資格があると認める。

⒀　発注者から競争参加資格があると認められて一次選抜された者で技術提案書を提出した者のうち、提出された技術提案が適正であること。

３　段階的選抜に関する事項

⑴　一次審査　上記２⑴から⑾に掲げる競争参加資格を満たす者について、企業の能力等及び技術者の能力等について評価し、一次審査評価点を算出し、一次審査評価点合計の上位15者までに含まれる者を選抜する。（一次選抜）

ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

なお、競争参加資格２⑴から⑾を満たす者の数が15者に満たない場合は、競争参加資格２⑴から⑾を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。

詳細は、入札説明書による。

⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、技術提案の評価を行う。

その際、発注者から技術提案について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。

詳細は、入札説明書による。

４　総合評価に関する事項

⑴　段階的選抜方式による二次審査の評価項目

①　施工体制

②　鉄筋工事、コンクリート工事または鉄骨工事における品質向上に関する取組（コンクリート等から発生する化学物質の発生抑制又は早期低減に関する取組も含む）（鉄骨階段に係る内容、コンクリート工事の湿潤養生に係る内容は除く。）

③　工事期間中の騒音・振動、粉塵及び工事車両の適切な誘導など周辺環境への配慮に関する取組（近接する首都高速道路に対する配慮に関するものを除く）

⑵　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照。）。

③　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶　落札方法

①　入札参加者は、次の㋐、㋑及び㋒の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

５　入札手続等

⑴　担当部局

〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―２（中央合同庁舎第２号館13階）　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係

電話03―5253―8111（内23―153）　ファクシミリ03―5253―1541

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。交付期間は、令和２年６月18日から令和２年９月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。））

なお、入札に必要な図面等については貸与とするので入札説明書参照のこと。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、下記①の期間内に、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を５⑴担当部局に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、５⑴担当部局へその旨連絡すること。持参による場合は、５⑴担当部局に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

①　交付期間　令和２年６月18日から令和２年９月23日の間（休日等を除く。）の９時30分から18時15分まで。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和２年６月18日から令和２年７月９日の間（休日等を除く。）の９時00分から17時00分まで。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、５⑴に持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。持参の場合の受付時間は９時30分から18時15分まで（最終日は17時00分まで）とする。

⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法　２⑴から⑾に掲げる競争参加資格があると認められて一次抜擢された者は、次に従い資料を提出すること。

令和２年７月27日から令和２年８月21日の間（休日等を除く。）の９時00分から17時00分まで。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、５⑴に持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。持参の場合の受付時間は９時30分から18時15分まで（最終日は17時00分まで）とする。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和２年９月10日から令和２年９月23日の間（休日等を除く。）の９時30分から17時00分まで。ただし、令和２年９月23日は13時00分までとする。

提出先　５⑴に同じ。

提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。